原判決を破棄する。

被告人を懲役一年六月に処する。

押収してある診療エツクス線技師免許証の写真五枚(昭和四八年押第六 九号の一の一ないし一の四、同号の二三)を没収する。

理由

本件控訴の趣意は、名古屋地方検察庁検察官検事鎌田好夫作成名義の控訴趣意書に記載されているとおりであり、これに対する答弁は、弁護人長谷川正浩作成名義の答弁書に記載されているとおりであるから、ここにこれらを引用する。

検察官所論の要旨は、原判決が本件公訴事実中有印公文書偽造、同行使の事実に _ 本件の診療エツクス線技師免許証写は、作成名義人の表示を欠くから刑法─ 五五条一項の客体たるべき文書には該当せず、よつて、公文書偽造罪が成立しない 以上その行使罪も成立する余地もない、として無罪の言渡をした。しかしながら、 被告人が作成した本件免許証の写は、大阪府知事A作成名義の免許証原本をBに貰 おいて写真撮影したものを、被告人が壇に自己名義に改ざんしてこれを更に写真撮 影したものであるから、その作出された文書は、大阪府知事A作成名義の免許証の 原本が存在することを証明する文書というべきである。そして、本件の如く、原本 を写真撮影することにより、原本の一字一画をも原形どおり正確に複写したものに ついては、原本の存在及びその確定的な意思表示の内容は、写自体によつて担保さ れることになり、写を見るものも、原本の存在に疑をいだかず、むしろ、原本と同様の効力を承認し、原本と同様の扱いをしているのが通常である。従つて、本件免 許証の写は、大阪府知事Aによって、被告人に対し診療エックス線技師免許をあた えた旨の意思表示文書と解されるので、その作成名義人は、大阪府知事Aであると いわなければならない。更に、本件免許証の写は、その大きさ、形状とも本来の免 許証と殆ど同一のものであり、右Aの署名下には角印の印影が顕出されており、人 をして大阪府知事Aから被告人が交付されたものと信ぜしめるに十分であつて、 のように印影そのものを顕出した場合は、写の単なる内容の一部をなしているにす ぎないものではなく、社会的機能として、すなわち、法的評価として有印性を認めるのが至当である。従つて、本件は有印公文書偽造、同行使罪が成立するのに、これを無罪とした原判決は、刑法一五五条一項、一五八条一項の解釈適用を誤つたもので、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

所論にかんがみ、記録を調査し、原判決が無罪とした本件有印公文書偽造、同行

使の公訴事実につき、以下検討を加える。

原審で取り調べた各証拠によれば、被告人は昭和四四年六月ころ、大阪 府堺市a町b丁目c番地所在のC病院で診療エつツクス線技師見習として勤務して いたが、正規の技師と見習いとでは給料に格差のあつたことなどから、資格がないのに正規の技師になりすまそうと思い立ち、かねてより診療エツクス線技師免許を有するBから就職の斡旋を依頼され、同人の診療エツクス線技師免許証の写(同免 許証の原本をBが写真撮影のうえ、ほぼ原本大に引き伸したものであり、写である 旨の表示も作成者の表示もないもの。) を預り保管していたのを幸い、 して、自己があたかも大阪府知事から交付を受けた診療エツクス線技師免許証を現 に所持している如く装うべく、行使の目的の下に写真撮影により右免許証の写を作成することを企て、そのころ、前記C病院レントゲン室において、本件公訴事実第一に記載するように、右Bの免許証写中、本籍地、氏名、生年月日の欄、発行年月日欄及び登録番号欄をそれぞれ改ざんしたうえ、これを写真撮影し、右C病院の暗 室で現像して引き伸し、正規の免許証とほぼ同じ大きさ形状の写(写真)六枚を作 成したこと、そして被告人は、昭和四五年八月末ころ、大阪市 d 区 e 町 f 丁目 g 番 地D銀行E診療所へ、診療ニツクス線技師として就職の申込みをし、同銀行調査役 Fからの履歴書と診療エツクス線技師免許証を持参するようにとの求めに応じ、履 歴書と共に前記作成にかかる免許証の写のうち一通を提出して行使し、同人をして 被告人が正規の技師であると信用させ、その結果診療エツクス線技師の嘱託として 採用されたこと、また昭和四六年六月上旬ころ、名古屋市 h 区大字 i 字 j k 番地 G 外科病院へ前同様技師として就職の申込みをし、その後同病院事務長Hより八月二 日から雇うこととしたから履歴書と免許証を持参するようにとの求めに応じ、同月 三日ころ、履歴書と共に前記作成にかかる免許証の写のうち一通を提出して行使 右事務長をして被告人が正規の技師であると信用させ、診療エツクス線技師と て採用されることとなつたが、被告人が右免許証の写を提出した際同事務長は免 許証そのものをあとで持参するよう求めたのに対し、被告人は、本物は所管庁へ住

所変更のため差出してあると答え、なお右事務長は右免許証の写につき別に写をとったうえ、提出を受けた免許証の写は被告人に返還したこと、更に被告人は、医療専門雑誌Iの求人欄でJ診療所がエツクス線技師を募集していることを知り、昭四六年六月中旬ころ、所管のK公社L局(名古屋市I区mn丁目。番p号所在)に応募したい旨申し入れたが、同L局保健課長Mから正式に診療エツクス線技師疾事に対した。 試験に応募するなら履歴書、診療エツクス線技師免許証、戸籍謄本を提出するえれたが、おの際右免許証については写の提出でよいとの同人の承諾をえたうえ、同年八月一二日ころ、同保健課長に対して、履歴書、戸籍謄本、身分証明書と共同前記作成にかかる免許証の写のうち一通を提出して行使し、同人及び外二名の採用前記作成にかかる免許証の写の方ち一通を提出して行使し、同人及び外二名の採用は設施をして被告人が正規の技師であると信用させ、診療エツクス線技師とて採用されるに至った各事実を認めることができる。

ところで、原判決は、「被告人が作成した本件免許証の写には写真撮影 した者の表示あるいは写の作成者を表示するものはどこにも存在せず、その形式や 体裁を仔細に調べても、作成名義人が誰であるかを判断することができないから、 いわばこれらは作成名義人の表示のない文書といわなければならない。」と判示 し、結局本件免許証が文書偽造罪の客体たる文書に該らないとしているのである 検察官所論はこれに反論するの〈要旨〉で、この点につき考察する。まず、本件 の免許証の写自体は写真ではあるが、被告人がこれらを自己の資格〈/要旨〉を偽るた め行使する目的で作成し、一部につき現に就職の申込をする際に資格証明の資料と して使用し、その適用性が認められたものであること前認定のとおりであり、従つ て、これが一定の社会的機能を有することが明らかであるから、単なる写本の類で はなく、作成名義人の確定的な意識内容を記載した刑法にいわゆる文書に該るというべきである。しかしながら、本件免許証の写には、写である旨の認証文言やこれに伴う作成名義人を表示する署名押印が存しないため、作成名義人をいかに判別す るかが問題であるが、作成名義人については、写の作成者として当該文書中に署名 押印をもつて表示されていない場合でも、その文書の記載内容、文書の形式、体裁 から判断することができるものと解すべきであるから(昭和三一年(あ)第三八〇 号、同三四年八月一七日最高裁第二小法廷決定参照)、かかる観点から本件を吟 味するに、本件免許証の写は一見して明らかに被告人を名宛人とする大阪府知事A 作成名義の診療エツクス線技師免許証原本の存在を推認せしめるべき文書であり、 しかも、写真であるから、原本の一字一画までも原形どおり正確に複写されたもの としての形式、外観を呈し、いわば写真であることの紙質等の特質を除けば、内容 において原本と全く同一とみられるものであり、従つて、文書の性質として写であ ること自体は否定しえないが、その実質は原本に近似し、原本的性格をもつものといわなければならない。従来、写については手書きの方法が用いられていたが、手書きによる写の場合は写である旨の記載と作成者の署名押印などいわゆる認証文言の存在が写の正確性を担保するものとして重要視されていたことは当然であるが、本件の如く精巧な複写技術を用いて作成された写については、写自体によつてそことを表すれているとなりの内容の原本の方なが担保されるようのであり、これを見る に表示されているとおりの内容の原本の存在が担保されるものであり、これを見る 者をして特に認証文言の存否に関心を抱かせないのが通常と認められるし、しか も、原本の存在に疑を抱かず、原本と同様な取り扱いがなされるのが通例と思われる。そのことは、現に本件につき被告人から本件免許証の写の提出行使を受けた前 認定の医療機関等がいずれも被告人を正規の診療エツクス線技師の資格を有するも

のと信じて採用している点に徴しても明らかである。 しかして、本件はもともと被告人において大阪府知事Aが正当に作成した診療エックス線技師免許証の写として提出行使する意図の下に作成し、その一部を真正ものの如く装つて現実に使用している事実が認められるもので、かかる文書の実体、その作成された免許証写の形式、外観は、正に免許証原本の存在につき一般人をして信じて疑わしめないものと認められ、その内容は原本作成名義人として表示された大阪府知事Aが被告人を技師免許取得者であると証明する旨の確定的意思表示の記載であるから、これらの点について洞察すれば、本件免許証の写から一般的に理解されるところの意識内容の主体、すなわち作成名義人は大阪府知事Aであると認むべきである。

要するに、本件は被告人が大阪府知事から診療エツクス線技師免許証を交付されたものでもないのに、同知事の作成名義を偽り、あたかも右免許証の原本が存するかのように同知事作成名義の同免許証の写を作成したものというべく、かかる所為は公文書の信憑性を害すること甚だしいもので、結局本件免許証の写は、公文書偽造罪の客体たる公文書に該るものとしなければならない。

- 次に、本件免許証の写を有印公文書と評価すべきであるとの検察官所論 の点につき案ずるに、成程本件免許証の写の大阪府知事A名下に同知事の印影が顕 出されていることが認められるが、この印影は免許証の写の内容の一部をなしてい るものに過ぎないから、これをもつて現実に押捺された印影と同一にみることはで きないし、他に本件免許証の写には署名押印など認証文言も存しないこと前説示の とおりであるから、公文書の有印性を認めることができないものというのほかな この点に関する検察官所論の見解は是認できない。
- (四) 以上の次第であるから、本件免許証の写は、大阪府知事A作成名義の無印公文書と認めるべく、しかして、叙上説示により被告人が本件免許証の写六通を作成し、かつそのうち三通を行使した所為に関する本件公訴事実については、無印 公文書偽造、同行使罪の成立を認めるのが相当である。そうだとすれば、原判決が右公訴事実につきなした無罪の判断は、その理由とするところに徴し、刑法一五五 条、一五八条一項の解釈適用を誤つたもので、その法令解釈適用の誤りは判決に影 響を及ぼすことが明らかであり、なお、右の公訴事実は、原判決が有罪と認定処断 した診療放射線技師および診療エツクス線技師法違反の公訴事実と併合罪の関係に あるものとして、公訴を提起せられたものであるから全部破棄を免れない。論旨は 結局理由があることに帰着する。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条に則り、原判決を全部破棄するが、 本件は原審において取り調べた証拠により、直ちに判決することができるので、同 法四〇〇条但書に従い、当裁判所において、被告事件につき、さらに判決する。 (罪となるべき事実)

第一、 被告人は、昭和四四年六月ころ、大阪府堺市a町b丁目c番地C病院において、行使の目的をもつて、ほしいままに、そのころ預り保管中であつたB名義の診療エックス線技師免許証(昭和四四年一月一三日付大阪府知事A交付登録番号 第〇号)の写(写真版)中、本籍地、氏名、生年月日欄の「石川県、B、昭和二十 二年六月八日生」とある部分を切りぬいて、その空白箇所に自らマジツクイソキを 用いて「秋田県、N、昭和十四年四月十日生」と記載した紙をあてがい、発行年月 日欄の「昭和四十四」とあるうち、上部の「四」の文字をナイフで削り取つて、その上にマジツクインキで「三」と記入し、同欄の「一月」とあるうち、「一」の部分を「六」と、登録番号欄の「第〇号」とあるうち、上部の「P」の部分をマジツクインキを用いて「Q」とそれぞれ改ざんしたうえ、これを写真撮影して六枚に焼ります。 付引き伸し、もつてあたかも自己が交付日付昭和三四年六月一三日、交付番号R号 をもつて大阪府知事から交付を受けたかの如き外観を呈する大阪府知事A名義の診 療エツクス線技師免許証の写六通(昭和四八年押第六九号の一の一ないし一の四、 同号の二三を含む)を作成してこれを順次偽造し、いずれも真正に成立したもので

あるように装つて、 (一) 昭和四五年八月末ころ、大阪市 d 区 e 町 f 丁目 g 番地 D 銀行 E 診療所において、同銀行調査役 F に対し、右偽造免許証写中一通を提出して行使し、 (二) 昭和四六年八月三日ころ、名古屋市 h 区大字 i 字 j k 番地、G外科病院において、同病院事務長 H に対し、右偽造免許証写中一通を提出して行使し、

同年八月一二日ころ、名古屋市 I 区mn丁目 o番 p号 K 公社 L 局におい て、

同局保健課長Mに対し、右偽造免許証写中一通を提出して行使し たものである。

第二、 原判決が認定した罪となるべき事実と同一である。

(証拠の標目) (省 略)

(確定裁判)

被告人は、昭和四七年一〇月二一日東京地方裁判所で詐欺罪により懲役一年六月 に処せられ、右裁判は昭和四八年二月二三日確定したものであつて、この事実は判 決書写二通及び原審第三回公判調書中の被告人の供述部分によりこれを認める。 (法令の適用)

被告人の判示第一の無印公文書偽造の所為は各刑法一五五条三項、昭和四七年法律第六一号による改正前の罰金等臨時措置法三条一項一号(刑法六条、一〇条適 同偽造公文書行使の各所為は刑法一五八条一項、一五五条三項、 前の罰金等臨時措置法三条一項一号(刑法六条、一〇条適用)に、判示第二の所為 は包括して診療放射線技師及び診療エツクス線技師法二四条一項、三項に各該当す るところ、各無印公文書偽造の所為は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であり 各その行使との間にはそれぞれ手段結果の関係があるので、刑法五四条一項前段、

後段、一〇条により、結局重い各偽造公文書行使罪の刑で処断し、右判示第一、第二の各罪につき所定刑中懲役刑を選択するが、以上の各罪と前記確定裁判のあつた罪とは同法四五条後段により併合罪の関係にあるから、同法五〇条によりまだ裁判を経ていない判示各罪につきさらに処断することとし、なお、右の各罪もまた同法四五条前段により併合罪の関係にあるから、同法四七条本文、一〇条により、後世国、明明の一の関係にあるから、同法四七条本文、一〇条により、表表的、明知の一の判断の一の一次、同号の二三)は、N名義で、明明の主要の、明和四八年押第六九号の一の一ないし一の四、同号の二三)は、日本の大書の、明和四八年押第六九号の一の一ないし一の四、同号の二三)は、明明の公主の、明末の一、日子のとのでは、一、日本のとので、なんびとの所有をもいる。

(裁判長裁判官 小淵連 裁判官 寺島常久 裁判官 横山義夫)